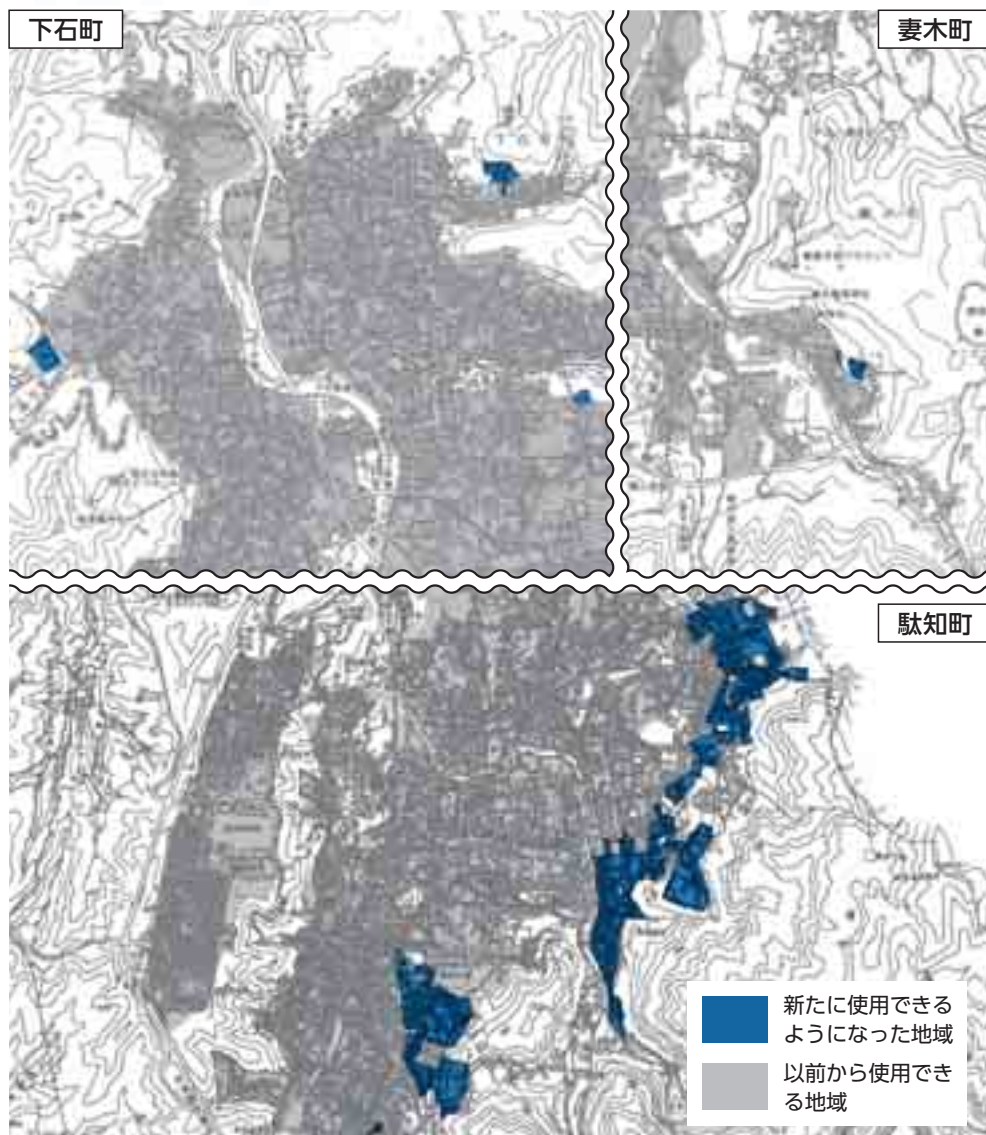


下水道課からののお知らせ

問い合わせ 下水道課(内線117)

下水道を使える地域が広がりました

平成22年3月31日から、公共下水道を使っていた地域がさらに広がりました。
この地域（左図参照）にお住まいの方は、風呂や台所、トイレなどからの排水管を一日も早く下水道に接続してください。
また、すでに使用できる地域で、まだ接続がお済みでない方も、快適な生活環境を築くため、一日も早く工事を行ってください。



浄化槽設置補助対象を拡大しました

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水のすべてを浄化できるため、下水道とともに環境衛生の保全に大きく貢献しています。

市では、合併処理浄化槽を設置する方に設置費用の一部を補助していますが、従来は住宅のみとしていた補助の対象を、平成22年4月1日より、住宅以外の建物にも拡大しました。

- ◆**対象建物** 長期間利用しない建物以外の建物
- ◆**対象地区** 下水道認可区域以外であり、農業集落排水処理区域以外の地区
- ◆**対象者** 市税・上下水道料金・受益者負担金などを滞納していない方

※注

補助の対象になる地区には例外があります。補助金の申請をされる前には、設置される浄化槽が補助対象に該当するかどうか、必ず下水道課にご確認ください。

●補助金額は次の通りです。

人 槽	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円